

## むつ市議会第255回定例会会議録 第6号

### 議事日程 第6号

令和5年3月15日（水曜日）午前10時開議

#### ◎諸般の報告

##### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第2 議案第3号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第3 議案第4号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第5号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市マリンハウス脇野沢条例を廃止する条例
- 第8 議案第9号 工事請負契約について  
(むつ市防災情報伝達手段整備事業（防災情報伝達手段整備工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第9 議案第10号 財産の取得について  
(除雪グレーダを、むつ市役所本庁舎に配備するためのもの)
- 第10 議案第11号 相互救済事業の委託について
- 第11 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 第12 議案第13号 市道路線の認定について
- 第13 議案第14号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第15号 市道路線の変更について
- 第15 議案第21号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第22号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第17 議案第23号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算

##### 【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第18 議案第32号 令和4年度むつ市一般会計補正予算

##### 【議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第19 議員提出議案第1号 むつ市議会の個人情報の保護に関する条例
- 第20 議員提出議案第2号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

#### ◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第2 議案第3号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例
- 第3 議案第4号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第5号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第6号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第7号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第8号 むつ市マリンハウス協野沢条例を廃止する条例
- 第8 議案第9号 工事請負契約について  
(むつ市防災情報伝達手段整備事業(防災情報伝達手段整備工事)に係る工事請負契約  
を締結するためのもの)
- 第9 議案第10号 財産の取得について  
(除雪グレーダを、むつ市役所本庁舎に配備するためのもの)
- 第10 議案第11号 相互救済事業の委託について
- 第11 議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事  
務組合の規約の変更について
- 第12 議案第13号 市道路線の認定について
- 第13 議案第14号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第15号 市道路線の変更について
- 第15 議案第21号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第22号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第17 議案第23号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第18 議案第32号 令和4年度むつ市一般会計補正予算

【議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第19 議員提出議案第1号 むつ市議会の個人情報の保護に関する条例
- 第20 議員提出議案第2号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【日程追加】

- 第21 齊藤孝昭議員の議員辞職について
- 第22 山本留義議員の議員辞職について

出席議員（21人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	佐々木	隆徳
20番	浅利	竹二郎	21番	佐々木	肇
22番	大瀧	次男			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長職務 副市長	川西	伸二	教育長	阿部	謙一
公営企業 管業者	村田	尚	代査委員	齊藤	秀人
政統括 策監	吉田	真	総務部長	吉田	和久
総務部 デジタル推進 行政推進	藤島	純	企画政策 部長	角本	力
財務部長	松谷	勇	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	中村	智郎	健康 推進部長	菅原	典子
子ども みどり smile kids office にり所	吉田	由佳子	経済部長	立花	一雄
都市整備 部	中里	敬	建設技術 部長	小笠原	洋一
川内庁舎 所	木下	尚一郎	大畑庁舎 所	高杉	俊郎
協野 庁舎所	小田	晃廣	会管 理計者	千代谷	賀士子

監事 查務 委員 局長	伊 藤 恭 雄	農委事務 經理	員局 濟	業會長部 事	成 田 司
教 育 部 長	伊 藤 大 治 郎	上局民理	下 水 道 生 長	部 事	中 村 久
總務部 政進室 推市公	石 橋 秀 治	總務課	務 課	部 長	一 戸 義 則
選舉管理 委員務主 事總括	福 田 伸 之	總務主	務 務	部 課 幹	德 学
總務部 課查	菊 池 亘				

事務局職員出席者

事務局 長	佐 藤 孝 悅	次 長	中 野 敬 三
總括主 幹	櫻 田 誠	主任主 査	畑 中 佳 奈
主任主 査	井 田 周 作	主 任	浜 端 快

◎日程第1～日程第17 委員長報告、  
質疑、討論、採決

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、2月28日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設の各常任委員長及び民生福祉常任委員会副委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、3月8日、市長職務代理者副市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日、議案第23号の審議後に上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

次に、3月9日に開催された議会運営委員会において、全議員で提出することに決定しましたむつ市議会の個人情報の保護に関する条例及びむつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、本日この後、議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第1号 むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例から、日程第17 議案第23号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算までの17件を一括議題といたします。

委員会付託した議案等についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、総務教育、産業建設の各常任委員長及び民生福祉常任委員会副委員長より報告を求めます。

まず、議案第1号、議案第7号、議案第9号及び議案第12号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例についてであります。理事者側から、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、これまで法律や条例など個別に規定されていた個人情報の取扱いが一本化され、令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律の規定が全国共通のルールとして適用されることとなったため、新たに改正法の施行に必要な事項を定める条例を制定するものであるとの説明があ

りましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第7号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、消防団員の処遇の改善を図るため、国から示された基準に準拠し、報酬の額及び区分を改めるほか、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、報酬の額は全国一律なのかとの質疑があり、理事者側から、報酬の額については、国の基準は示されているがこれに縛られるものではなく、むつ市は国の基準と同額であるが、各自治体によって異なるものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、活動実績のない団員には年額報酬を支給しないとなっているが、その活動実績の証明の方法についての質疑があり、理事者側から、団員の活動実績については、消防団日誌により、消防団長が確認することになっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、報酬の額を上げる意図についての質疑があり、理事者側から、報酬の額を上げる意図については、団員の労苦に報い、団員本人の士気の向上や活動に対する家族等の理解を得るため及び今後の団員確保のためであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、県内他市における改正の状況及び報酬の額についての質疑があり、理事者側から、県内3町においては改正を行っていないが、改正を行った自治体にあつては、国から示された基準と概ね同額であるとの答弁がありました。

次に、議案第9号 工事請負契約についてであります。理事者側から、特に緊急性が高い津波に備えるためのむつ市防災情報伝達手段整備事業における防災情報伝達手段整備工事について、工

事請負契約を締結するためのものであり、契約金額は7億1,423万8,800円、契約の相手方は日立国際電気・東京システム特機・大湊精電社特定建設共同企業体、工期は令和6年3月31日までであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてであります。理事者側から、本年6月1日から構成団体に八戸市を加入させること、並びに共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び本組規約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第6号、議案第8号、議案第10号及び議案第11号、議案第13号から議案第15号まで、議案第22号及び議案第23号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（13番 白井二郎議員登壇）

○13番（白井二郎） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第6号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、道路法施行令の一部改正に基づき、市の道路占用料の額を改定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第8号 むつ市マリンハウス脇野沢条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、利用客の減少等による経営状況の悪化により令和3年11月末をもって休止していたむつ市マリンハウス脇野沢について、施設の老朽化が著しく、運営を続ける場合には、施設改修に多額の費用を要することから、令和5年3月31日をもって廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、廃止後の建物についての質疑があり、理事者側から、建物が青森県の漁港敷地にあるため、建物は解体、撤去するが、当該時期については、むつ市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第10号 財産の取得についてであります。理事者側から、本庁舎に配備する除雪グレーダに係る物品売買契約を締結するためのものであり、納入期限を令和5年11月15日までとしているとの説明がありました。

これに対し委員から、納期が遅れる可能性についての質疑があり、理事者側から、債務負担行為を設定し、入札を令和5年1月に行ったことにより、令和5年11月15日までに納入できる予定となっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、市が所有する除雪グレーダについての質疑があり、理事者側より、現在、むつ地区に1台、大畑地区に1台の計2台を所有

しており、今回、新たに除雪グレーダを配備し、除雪体制の強化を図るものであるとの答弁がありました。

次に、議案第11号 相互救済事業の委託についてであります。理事者側から、市営住宅及び共同施設に係る災害による財産の損害に対する相互救済事業について、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構に委託するためものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第13号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、既存の市有道路及び開発工事により市に帰属した路線、11路線を道路法の規定に基づき、市道として認定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第14号 市道路線の廃止についてであります。理事者側から、現地調査により、利用状況や周辺環境の変化等による道路形態を見直し、道路法の規定に基づき、7路線を廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第15号 市道路線の変更についてであります。理事者側から、市道路線の廃止及び道路使用状況や道路形態の一部見直しが必要な5路線について、道路法の規定に基づき、起点又は終点を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第22号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、収入では1,120万円を、支出では1,697万円をそれぞれ減額しているほか、資本的収入及び支出において、収入では1億403万8,000円を、支出では6,800万円をそれぞれ減額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑

等はありませんでした。

次に、議案第23号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、収入では5,356万3,000円を増額、支出では50万円を減額しているほか、資本的収入及び支出において、収入では6,756万2,000円を減額、支出では50万円を増額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第3号から議案第5号まで及び議案第21号について、民生福祉常任委員会副委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員会副委員長。

（5番 野中貴健議員登壇）

○5番（野中貴健） おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第3号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、むつ市放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、関係省令等の一部改正を踏まえ、児童の安全確保のための計画の策定等について定めるほか、民法等の一部を改正する法律による懲戒権の濫用防止に係る規定の削除及びこども家庭庁設置法の施行に伴う条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びむつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例における衛生管理等の部分の条文が改正された背景等についての質疑があり、理事者側から、これまでも感染症等への対策については必要な措置を講ずることが努力義務として規定されていたが、これを研修及び訓練の定期実施に努めること等と改め、講ずるべき措置を明確化したものであるとの答弁がありました。

次に、議案第4号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、子どもの健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、一層の子育て支援を推進するため、医療費の給付対象を18歳までの全ての子どもの通院及び入院に拡大し、所得制限を撤廃するほか、現在は年齢区分により異なっている給付方法について、青森県内の医療機関で受診した場合には現物給付とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、条例中の文言において、これまでの「乳幼児等」を「子ども」に改めた理由についての質疑があり、理事者側から、子ども・子育て支援法における定義に準じ改めたものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、これまで子どもの医療費拡充については財源の確保が課題とされていたが、拡充に踏み切った理由と財源についての質疑があり、理事者側から、財政健全化の取組の積み

重ね等により、本事業を実施できる見込みがつかないこと、また、財源についてはこれまでと変更はなく、一般財源のほか県補助金と電源立地地域対策交付金となっているとの答弁がありました。

次に、議案第5号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和5年4月1日以降の出産に係る出産育児一時金の支給額について、現行の40万8,000円から48万8,000円に改めるもので、これにより出産育児一時金及び加算額の合計額については50万円となるとの説明がありました。

これに対し委員から、出産費用の支払方法及び出産育児一時金の支給方法についての質疑があり、理事者側から、本人と医療機関との契約により市から医療機関に出産費用が直接支払われる方法と、本人が一度支払い、後日申請により出産育児一時金を支給する方法の2つの方法があるが、現在はほとんどの方が市から直接医療機関に出産費用が支払われる方法をとっているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、改正後の出産育児一時金で出産費用は大方賄えるのかとの質疑があり、理事者側から、国民健康保険に関してではあるが、今般改正予定の50万円を超えた例は、直近で令和3年度2件、令和2年度1件、令和元年度4件となっているとの答弁がありました。

次に、議案第21号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。理事者側から、青森県後期高齢者医療広域連合での現年分保険料の精査に基づき、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したため、1,498万7,000円を増額補正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の増額補正は昨年の保険料率の引上げとの関係性はあるか、また、増

額したことにより一般会計への影響はあるかとの質疑があり、理事者側から、当該納付金については予算編成時期において概算により額が示されるため、この概算の額と精査された額との差が生じたための増額と認識しており、保険料率の変更との関係については詳細な資料が示されていないことから、判断は難しいところである。

また、当該納付金については、今後3月まで徴収する見込みの保険料を当該団体に支出することとなるため、一般会計への影響はなく、被保険者の皆様への影響もないものと考えているとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員会副委員長の報告を終わります。

以上で、総務教育、産業建設の各常任委員長及び民生福祉常任委員会副委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました17議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第1号

○議長（大瀧次男） まず、議案第1号 むつ市個人情報保護に関する法律施行条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第3号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第3号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。副委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は副委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第4号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第4号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。副委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は副委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第5号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第5号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決でありま

す。副委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は副委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第6号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第6号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第7号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第7号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第8号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第8号 むつ市マリンハウス脇野沢条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第9号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第9号 工事請負契約について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市防災情報伝達手段整備事業に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第10号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第10号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、除雪グレーダを、むつ市役所本庁舎に配備するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第11号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第11号 相互救済事業の委託について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第12号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第12号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第13号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第14号 市道路線の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第15号 市道路線の変更について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第21号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第21号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、民生福祉常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。副委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は副委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第22号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第22号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第23号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第23号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

### ◎日程第18 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第18 議案第32号 令和4年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長職務代理者副市長から提案理由の説明を求めます。市長職務代理者副市長。

（川西伸二市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（川西伸二） ただいま追加上程されました議案第32号 令和4年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の

概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、3億381万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、443億6,697万3,000円となります。

まず、歳出についてであります。衛生費に新型コロナウイルスワクチンに係る特例臨時接種の実施期間の延長に伴い、市民の皆様が円滑に接種できる体制を整えるため、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を計上しております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において補助見込額を計上しております。

なお、本事業費につきましては、特例臨時接種の実施期間の延長により、繰越明許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前11時25分まで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◇議案第32号

○議長（大瀧次男） これより議案第32号 令和4年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

ます。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

7番 齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第32号 令和4年度むつ市一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

先ほどの説明でいくと、新型コロナウイルスワクチンの臨時接種の予算ということでありましたが、説明の内容は市民の皆様が円滑に接種できる体制を整えるためという項目だけでありまして、具体的にどういうことなのかを説明願います。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） お答えいたします。

今後の新型コロナウイルスワクチン接種方針につきまして、昨年12月より厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で審議され、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけにかかわらず、予防接種法に基づいて実施していくことが本年1月27日に決定されました。

具体的な接種方針につきましては、本年3月7日、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において了承され、同日付で通知があったところでございます。

また、本年3月8日、厚生労働大臣による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施についてが一部改正され、特例臨時接種としての実施期間が令和5年3月31日から令和6年3月31日まで延長されたところであります。

このような状況の中、令和5年度当初から速やかに事業を開始する必要があり、接種を希望する方全員が少なくとも年度内に接種できる体制を構築していきたいと考えております。

また、令和5年度は大規模接種は実施せず、医療機関での個別接種で実施する予定としており、

現在希望する全ての方が接種できる接種枠を確保するため、医療機関と調整しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 分かりました。国の方針とか、それに基づく市の考え方というのは、それでいいと思いますが、具体的に市民の皆さんに民間の医療機関で接種できるというふうなことの広報とか、お知らせの仕方、どういうふうにするのかを教えてください。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） お答えいたします。

今現在令和5年度のワクチン接種につきましては、年齢や基礎疾患の有無等により実施時期等が若干異なるのですが、まず5月から8月までに5歳以上の方で65歳以上の高齢者とか、5歳以上で基礎疾患がある方などは、5月から8月までの春接種、春開始接種と9月から12月までの秋冬開始接種の2つに分けられております。5月から8月までの春接種の開始の方につきましては、4月に予約の割り振り作業を開始しまして、5月15日頃には接種券を発送したいと考えております。その予診票、接種券等に詳細な接種スケジュール等が書かれたチラシを同封するほか、ホームページ、それからSNS等で適時情報発信していきたいと考えております。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第38条第2項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第19～日程第20 議員提出議案

### 一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第19 議員提出議案第1号 むつ市議会の個人情報の保護に関する条例及び日程第20 議員提出議案第2号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。11番鎌田ちよ子議員。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） 総務教育常任委員長です。提案理由の説明を行います。

ただいま上程されました2議案について提案理由を申し上げます。

まず、議員提出議案第1号 むつ市議会の個人情報の保護に関する条例についてであります。本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会は同法の適用

除外となることから、むつ市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、全議員21名をもって提案するものであります。

続きまして、議員提出議案第2号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、むつ市議会会議規則において、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として規定しているもののうち、会派代表者会議に出席した場合の費用弁償について、日当を支給することとするほか、所要の条文整理をするため、全議員21名をもって提案するものであります。

以上が上程されました、2議案についての提案理由であります。よろしく申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました2議案について、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

#### ◇議員提出議案第1号

○議長（大瀧次男） まず、議員提出議案第1号 むつ市議会の個人情報の保護に関する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議員提出議案第2号

○議長（大瀧次男） 次は、議員提出議案第2号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程追加

○議長(大瀧次男) 次に、先般3月7日、斉藤孝昭議員から、一身上の都合により、今定例会に提出された全ての案件の議決後に議員を辞職したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。この際、斉藤孝昭議員の議員辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、斉藤孝昭議員の議員辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第21 斉藤孝昭議員の議員辞職について

○議長(大瀧次男) 日程第21 斉藤孝昭議員の議員辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(佐藤孝悦) それでは、朗読いたします。

#### 辞 職 願

今般一身上の都合により、むつ市議会第255回定例会に提出された全ての案件の議決後に議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されるよう願い出ます。

令和5年3月7日

むつ市議会議長

大瀧次男様

むつ市議会議員

斉藤孝昭

以上です。

○議長(大瀧次男) お諮りいたします。

斉藤孝昭議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、斉藤孝昭議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

#### ◎日程追加

○議長(大瀧次男) 次に、先般3月7日、山本留義議員から、一身上の都合により、今定例会に提出された全ての案件の議決後に議員を辞職したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。この際、山本留義議員の議員辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、山本留義議員の議員辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第22 山本留義議員の議員辞職について

○議長(大瀧次男) 日程第22 山本留義議員の議員辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長(佐藤孝悦) それでは、朗読いたします。

#### 辞 職 願

今般一身上の都合により、むつ市議会第255回定例会に提出された全ての案件の議決後に議員を

辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和5年3月7日

むつ市議会議長

大瀧次男様

むつ市議会議員

山本留義

以上です。

○議長（大瀧次男） お諮りいたします。

山本留義議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、山本留義議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第255回定例会を閉会いたします。

午前11時39分 閉会